

個人住民税

(市町村民税・府民税)



大阪府
広報担当副知事
もずやん

特別徴収の事務手続き

特別徴収とは

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与を支払う際に、従業員の個人住民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入していただく制度です。（地方税法第 321 条の 4 及び各市町村の条例により定められています。）

特別徴収制度のしくみ



(目次)

- 1 特別徴収義務者の指定……………P2
- 2 特別徴収の対象になる方（従業員）……P2
- 3 給与支払報告書等の提出……………P2～5
 - 普通徴収切替理由書（兼仕切紙）の記載例
 - 給与支払報告書（個人別明細書）の記載例
 - 給与支払報告書（総括表）の記載例
- 4 特別徴収税額決定通知書の送付……………P5
- 5 特別徴収の納期と納入方法……………P5～6
- 6 税額の変更通知……………P6
- 7 退職・休職者の徴収方法……………P6
- 8 異動届などの提出……………P6
- 9 退職所得に係る個人住民税の特別徴収…P6～7
- 10 Q&A……………P7～10
- 11 お問い合わせ先……………P11



2025 万博 大阪・関西へ

1 特別徴収義務者の指定

地方税法第 41 条、第 321 条の 4 及び第 328 条の 5 第 1 項の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、市町村から特別徴収義務者に指定されます。特別徴収義務者は、原則としてすべての従業員の住民税を特別徴収（給与から差引き）して、市町村に納入していただくことが義務付けられています。

2 特別徴収の対象になる方（従業員）

前年中（1 月 1 日～12 月 31 日）に給与の支払を受けており、かつ本年 4 月 1 日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている方が対象です。

※ ただし、次の方は普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができます。

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
- b 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）の方
- d 他から支給される給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）

3 給与支払報告書等の提出

毎年 1 月 1 日現在において給与の支払いをしており、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、毎年 1 月 31 日までに①給与支払報告書（個人別明細書）、②給与支払報告書（総括表）、③普通徴収切替理由書（兼仕切紙）（普通徴収となる従業員がいる場合に提出が必要）を、従業員の 1 月 1 日現在の住所所在地の市町村に提出してください。また、年の途中で退職された方についても提出が必要です。

なお、普通徴収切替理由書（兼仕切紙）の理由に該当する方以外は普通徴収を希望することはできませんので、ご注意ください。

※ 給与支払報告書の提出は、簡単・便利な eLTAX（エルタックス／電子申告）をご利用ください。

<eLTAX に関するお問合せ先：一般社団法人地方税電子化協議会>

電話 0570-081-459 ホームページ <http://www.eltax.jp/>

eLTAX 又は光ディスク等を利用される場合は、普通徴収切替理由書（兼仕切紙）の添付は不要ですが、給与支払報告書個人別明細書摘要欄の最初に理由の略号（a～d）を記載するとともに、「普通徴収」欄にチェックを入力してください。入力していない場合は、原則、特別徴収となります。

●普通徴収切替理由書（兼仕切紙）の記載例

※ 給与の支払が毎月ではないなどの理由により、特別徴収できない従業員の方がいる場合に提出していただきます。切替理由書の提出がない場合は、原則、特別徴収になります。

普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）

平成 年 月 日

〇〇〇〇 市町村長 あて

指定番号	××××××××
事業所名	△△△△株式会社

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替理由（下記4項目以外の理由は不可）	人数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	2人
b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者	人
c	給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）	1人
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者（乙欄適用者）	1人
普通徴収合計人数		4人

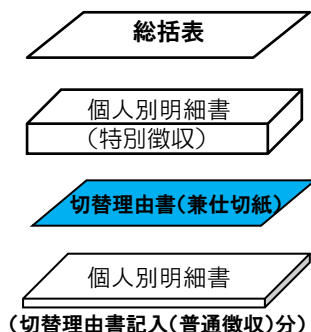
※この切替理由書（兼仕切紙）の下には、個人住民税を給与から特別徴収できない方（上記理由a～d）の給与支払報告書（個人別明細書）を綴ってください。

※この切替理由書（兼仕切紙）の添付がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。

<留意点>

- この切替理由書（兼仕切紙）は、普通徴収対象者（特別徴収できない人）の給与支払報告書個人別明細書の上に付けて提出してください。（特別徴収のみの場合は不要）
 ※ 提出時の綴り方については下図をご参照ください。
 ※ エルタックスを利用される場合は、切替理由a～dいずれかを摘要欄の最初に入力するとともに、普通徴収欄にチェックを入力してください。その場合、この切替理由書の提出は不要です。
- 総括表の普通徴収欄の人数と切替理由書（兼仕切紙）の合計人数が一致することを必ずご確認ください。
- a～dの4項目以外が理由の場合、普通徴収は認められません。
- 上記切替理由と同一の項目が記入されていれば、任意の様式での提出でも構いません。

<提出時の綴り方>



<給与支払報告書(個人別明細書) 抜粋>

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除
円	円	円
(摘要) a～d 平成30年3月31日退職予定		

エルタックス等で提出の際は記載が必要
(乙欄適用又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。)

未 成 年 者	外 国 人	死 亡 退 職	災 害 者	乙 欄	本人が障害者				寡 婦 特 別	寡 夫	勤 労 学 生	中 途 就 ・ 退 職				
					特 別	其 他	一 般	就 職				退 職	年	月	日	

退職予定者は退職予定日を摘要欄に記入してください。

●給与支払報告書（総括表）の記載例

③0 給与支払報告書（総括表）

□□□ 市町村長
平成××年×月×日 提出（追加・訂正）

給与の支払期間	平成 29 年 1 月分から 12 月分まで	A	B	給与支払者番号
給与支払者の個人番号又は法人番号	××××××××××××××××	*	*	*
フリガナ	△△△△カブシキガイシャ	提出区分		年間分・退職者分
給与支払者の名称又は氏名	△△△△株式会社	事業種目		サービス業
フリガナ	△△△シ△△△△2-2-2	受給者総人員		15 人
同上の所在地	△△市△△△2-2-2 〒345-6789	提出市町村数		3
特別徴収関係書類の送付先	〒	特別徴収 住民税を給与から差し引きする人	在職者	1 人
		普通徴収 住民税を給与から差し引きできない人	退職者	1 人
			乙欄 その他	3 人
		計		5 人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	代表取締役社長 山田 一男	住民税を特別徴収（給与から差し引き）する場合、納入書の送付は必要ですか	必要	納入書を使用して納入 金融機関の納入サービスを利用
連絡者の氏名及び所属課係名並びに電話番号	所属 人事課 課係名 給与係 (フリガナ) サトウ ハルコ 氏名 佐藤 春子 (電話番号012-345-6789)	所轄税務署	□□□ 税務署	
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 ○×△会計事務所 (電話番号987-654-3210)	給与の支払の方法及びその期日	月給・毎月25日	
		特別徴収税額の払込みを希望する金融機関	(名称)	(所在地)
		29年度指定番号(給与支払者番号)	新規	

①「受給者総人員」欄には、毎年1月1日現在、給与を支払っている従業員等の総数を記入してください。

②「報告人員」の「特別徴収」欄には、各市町村に報告する人員のうち、特別徴収を行う方の人数を記載してください。

③「報告人員」の「普通徴収の退職者」欄には、各市町村に報告する人員のうち、普通徴収切替理由書（兼任切紙）（P2参照）の略号「a」、退職者の人数（退職予定者を除く）を記載してください。

④「報告人員」の「普通徴収の乙欄その他」欄に、各市町村に報告する人員のうち、普通徴収切替理由書（兼任切紙）（P2参照）の普通徴収合計人数から③の人数を差し引いた人数を記載してください。

⑤初めて給与支払報告する場合は、「新規」の枠を囲んでください。

※市町村ごとに様式が多少異なります。

4 特別徴収税額決定通知書の送付

住民税特別徴収の徴収期間は6月から翌年5月までの12か月です。毎年5月中に、特別徴収義務者あてに特別徴収税額決定通知（特別徴収義務者用・納税義務者用*）と納入書が送付されます。この通知で、年間の住民税総額と月割額をお知らせしますので、6月の給与から徴収（差し引き）を開始するための準備をお願いします。

*「納税義務者用」は5月31日までに従業員にお渡しください。

5 特別徴収の納期と納入方法

納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。

（この日が土曜・日曜、または祝日の場合は、その次の平日となります。）

従業員から徴収した税額をそれぞれの市町村ごとにとりまとめ、特別徴収税額決定通知書と一緒に送付される納入書で納入をお願いします。

※ 納期の特例（年2回納入）…特別徴収税額の納入は年12回の毎月納入が原則ですが、従業員が常時10人未満の事業者については、納入する市町村に「納期の特例」に係る申請を行い、承認を受けることにより、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から翌年5月分を6月10日までの年2回に分けて納入できる「納期の特例」をご利用いただけます。

6 税額の変更通知

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額変更通知書」が送付されますので、通知された変更月から従業員から徴収する徴収金額を変更してください。

7 退職・休職者の徴収方法

① 6月1日から12月31日までに退職等があった場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって個人（従業員）から直接納付していただくこととなります。なお、利便性と納税の円滑化を考慮し、個人（従業員）からの申出または了解を得て、退職時に支払う給与または退職手当等から一括して徴収していただくこともできます。

② 翌年1月1日から4月30日までに退職等があった場合

地方税法第321条の5第2項の規定により、特別徴収できなくなる税額は、本人の申出がなくても、5月31日までの間に支払う給与または退職手当等から一括徴収することになっています。ただし、一括徴収すべき金額等が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。

※ 5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入してください。

8 異動届などの提出

退職、休職、転勤等による異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに市町村に異動届を提出していただかなければなりません。

※ 異動届の提出が遅れると、

- ① 退職者、休職者、転勤者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となる。
- ② 税額変更や普通徴収への切替えが遅れた結果、納税義務者に対して一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう。

などの恐れがありますので、必ず期限までに提出してください。

9 退職所得に係る個人住民税の特別徴収

退職手当に対する個人の住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入（特別徴収）することとされています。このように、他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

納入すべき市町村は、退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在の住所所在地の市町村です。

● 退職所得に係る住民税の特別徴収の手続き（納入の手続き）

退職手当の支払者は、徴収した月の翌月10日までに、「市町村民税・都道府県民税納入申告書」に特別徴収した税額と所要事項を記載したものをそれぞれの市町村に提出（申告）し、この税額を納入書により納入してください。

10 Q&A

Q1 個人住民税の「特別徴収」とは何ですか。

A1 事業者が従業員に対して毎月支払う給与から、個人住民税額（市町村民税及び府民税）を差し引いて、従業員に代わってその従業員に課税をした市町村に納入する制度です。

Q2 今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何が変わったのですか。

A2 地方税法の規定により、各市町村は、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定することが定められています。法令改正等があったわけではなく、今までもこの要件に該当する事業者については、特別徴収をしていただく必要がありましたが、それが徹底されていませんでした。

Q3 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A3 事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていただくためにご理解とご協力をお願いいたします。

なお、所得税とは違い、税額の計算や年末調整がありません。

所得税における源泉徴収や社会保険、雇用保険と同様に従業員の雇用環境のひとつとしてご理解をお願いします。

Q4 すべての事業者が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか。

A4 給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納入する義務がある事業者の方は、原則、個人住民税についても特別徴収を行っていただく必要があります。

Q5 どうして他の市町村からは特別徴収義務者として指定されないのですか。

A5 従業員の居住する他の市町村から特別徴収税額の決定通知書の送付がない場合は、税額が発生しない又は漏れているなどの可能性があるため、該当する市町村へお問い合わせください。

Q6 すべての従業員の個人住民税を特別徴収するのですか。

A6 前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている従業員は、原則として、特別徴収していただく必要があります。ただし、次の場合は、特別徴収を行う必要はありません。

- ・ 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- ・ 給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者
- ・ 給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）
- ・ 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者（乙欄適用者）

Q7 従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが。

A7 法定要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員の方が個々に徴収区分を選択することは認められていません。

Q8 パート、アルバイト、非常勤職員等であっても特別徴収しなければなりませんか。

A8 前年中に給与の支払いを受けた者であり、かつ、当年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、原則として、特別徴収していただく必要があります。

Q9 近いうちに退職する予定の従業員も特別徴収しなければなりませんか。

A9 所得税の源泉徴収義務があり、4月1日現在在職されている方はすべて特別徴収の対象となります。しかし、5月末までに退職する予定がある方は、はじめから普通徴収にすることができますので、個人住民税の普通徴収切替理由書に人数を記載して、その後ろに該当者の給与支払報告書（個人別明細書）を綴ってください。

Q10 3月に退職した従業員がいます。この従業員が、送られてきた特別徴収税額の通知書に載っていますが、どのように手続きしたらよいですか。

A10 従業員が退職した場合は、翌月の10日までに異動届を提出する必要があります。この届が提出されていないと思われるので、特別徴収税額の通知書の送付があった市町村に退職した旨の異動届を速やかにご提出ください。

Q11 所得税が課税されなければ個人住民税も課税されませんか。

A11 所得税と個人住民税では税額の計算も異なるので、所得税が課税されなくても個人住民税が課税される場合があります。

Q12 2カ所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されますか。

A12 原則として、前年の給与収入額が大きい事業所が特別徴収義務者として指定されます。
※前年度実績により指定する場合があります。

Q13 毎月市町村に住民税を納入するのは面倒なのですが、他の方法はありますか。

A13 従業員が常時10人未満である特別徴収義務者は、市町村長の承認を受けて、年12回の特別徴収税額の納期を年2回とすることができます。この場合には、6月から11月までの分については、12月10日まで、12月から翌年5月までの分については、6月10日までに、それぞれ納入することができます。

Q14 住民税は事業者が計算しなくてもよいのですか。

A14 はい。住民税の計算は、1月末までに事業者の方から提出していただく給与支払報告書に基づき、各市町村で計算して通知しますので、給与から差し引く金額を事業者が計算する必要はありません。所得税のように、年末調整をする手間もありません。

Q15 普通徴収より特別徴収の方が1回の負担が小さくなるのですか。

A15 はい。普通徴収の納期は通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回あたりの納税額の負担が少なくなります。また、納期毎に、納税義務者の方が金融機関等に出向いて納税する手間が省け、納め忘れの心配がなくなるなど、納税義務者の方の利便性が向上します。

Q16 特別徴収事務を放棄した場合、又は滞納した場合はどうなるのですか。

A16 特別徴収義務者として指定された事業者が、特別徴収事務を放棄し、滞納となった場合は、特別徴収義務者に対して督促状が発送されます。なお、督促状が届いても支払いがされない場合は、事業者に対して滞納処分を行うことがあります。

Q17 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納期限内に納税できないのですがどうしたらよいですか。

A17 事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預かり金であり、事業資金ではありませんので、このような場合にも必ず市町村に納入してください。なお、不正に事業資金等に使用し、納入しない場合は、脱税の罪（10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処され、又は懲役及び罰金を併科されることがあります）。に問われることもありますので、ご注意ください。なお、個別の事案については、該当の市町村にご相談ください。

Q18 4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切り換えることはできますか。

A18 対象となる従業員が事業者を通じて1月1日現在の住所所在地の市町村にその旨をご連絡いただければ、途中からでも特別徴収できる場合があります。詳しくは該当の市町村へお問い合わせください。

Q19 特別徴収の手順はどうなりますか。

- A19
- 1 毎年1月末までに従業員の1月1日現在の住所所在地の市町村へ給与支払報告書を提出してください。
 - 2 市町村において個人住民税の税額の計算をします。
 - 3 給与支払報告書を提出後、4月1日現在で在籍しなくなった従業員等がいる場合は、4月10日までにその旨を該当の市町村に届け出てください。
 - 4 事業者に対して、当該市町村から毎年5月31日までに「特別徴収税額の通知書」が送付されます。
 - 5 特別徴収税額の通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額（年税額及び毎月の額）が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収（差し引き）してください。
 - 6 徴収（差し引き）した個人住民税は、翌月の10日までに当該市町村（又は金融機関・ゆうちょ銀行）に納入してください。
 - 7 従業員に異動（退職・転勤・死亡等）があった場合は、異動届を提出してください。
 - 8 異動届を提出した場合や税額が変更となった場合は、「特別徴収税額の変更通知書」が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更して納入してください。

11 お問い合わせ先

特別徴収の推進の取組みに関するお問い合わせ先							
大阪府財務部税務局徴収対策課 TEL 直通 06-6210-9123							
具体的な手続きに関するお問い合わせ先（各市町村個人住民税担当課）							
	市町村名	担当課	電話番号		市町村名	担当課	電話番号
い	池田市	課税課	072-752-1111	た	大東市	課税課	072-870-0418
	泉大津市	税務課	0725-33-1131		高石市	税務課	072-265-1001
	茨木市	市民税課	072-620-1614		忠岡町	税務課	0725-22-1122
	泉佐野市	税務課	072-463-1212		田尻町	税務課	072-466-5003
	和泉市	税務室市民税担当	0725-99-8108		太子町	税務課	0721-98-5517
お	大阪市	船場法人市税事務所	06-4705-2932	ち	千早赤阪村	総務課(税務担当)	0721-72-0081
	大阪狭山市	税務グループ	072-366-0011		と	豊中市	市民税課
か	貝塚市	課税課	072-433-7250	富田林市		課税課	0721-25-1000
	河内長野市	税務課	0721-53-1111	豊能町		税務課	072-739-3417
	柏原市	課税課	072-972-6241	ね	寝屋川市	市民税課	072-824-1181
	門真市	課税課	06-6902-5898		の	能勢町	住民課税務係
	交野市	税務室(市民税係)	072-892-0121	は	羽曳野市	税務課	072-958-1111
	河南町	税務課	0721-93-2500		阪南市	税務課	072-471-5678
き	岸和田市	市民税課	072-423-9417	ひ	枚方市	市民税課	072-841-1221
く	熊取町	税務課	072-452-1005		東大阪市	市民税課	06-4309-3135
さ	堺市	市民税管理課	072-231-9755	ふ	藤井寺市	税務課市民税担当	072-939-1060
し	四條畷市	税務課	072-877-2121	ま	松原市	課税課	072-334-1550
	島本町	税務課	075-962-5414		み	箕面市	総務部市民税室
す	吹田市	市民税課	06-6384-1248	岬町		税務課	072-492-2752
せ	摂津市	市民税課	06-6319-1990	も	守口市	課税課市民税担当	06-6992-1456
	泉南市	税務課	072-483-9031		や	八尾市	市民税課
た	高槻市	市民税課	072-674-7132				

特別徴収制度の内容や手続き等、詳しくは、大阪府・各市町村のホームページをご覧ください。

(※市町村名を入力) 特別徴収

検索

給与支払報告書等の提出は、
簡単・便利な電子申告を
ご利用ください！



平成29年11月発行

